

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高島市は、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

滋賀県高島市長

公表日

令和6年5月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者であって政令で定めるものに対し、期日又は期間を指定して予防接種を実施し、当該予防接種に係る実費徴収の事務等を行う。</p> <p>番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の(1)～(4)の事務等で取り扱う。</p> <p>(1) 予防接種の実施に関する事務</p> <p>(2) 市内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであるときは、法で定めるところにより給付を行う事務</p> <p>(3) 予防接種を受けた者等から実費を徴収する事務</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none">・ワクチン接種記録システム(VRS)に予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム(予防接種)、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項および別表第一の10の項(予防接種法)・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号、第8号、別表第二16の2項、16の3項、17項、18項、19項、26の項、56の2項、69の2項、87項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8538
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 健康推進課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8078

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月6日	II-1、2	平成27年9月30日	平成30年12月31日	事後	
平成31年3月8日	I5②所属長の役職名	健康推進課長 青谷 光恵	課長	事後	
平成31年3月8日	IV リスク対策	—	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和1年5月20日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	市民生活部 生活相談課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畠565番地 0740-25-8125	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畠565番地 0740-25-8000	事後	
令和2年4月28日	I 関連情報4. 借款提供不ツワーカシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 同法別表第二第26.5の2、87の項	番号法第19条第7号 同法別表第二第26.5の2、69の2、87	事前	
令和3年4月1日	II-1、2	平成27年9月30日	令和3年4月1日	事後	
令和3年4月1日	I-1②	予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者であつて政令で定めるものに対し、期日又は期間を指定して予防接種を実施し、当該予防接種に係る実費徴収の事務等を行う。 番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務等で取り扱う。 ①予防接種の実施に関する事務 ②市内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであるときは、法で定めるところにより給付を行う事務 ③予防接種を受けた者等から実費を徴収する事務	予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病的うち政令で定めるものについて、市内に居住する者であつて政令で定めるものに対し、期日又は期間を指定して予防接種を実施し、当該予防接種に係る実費徴収の事務等を行う。 番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務等で取り扱う。 ①予防接種の実施に関する事務 ②市内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであるときは、法で定めるところにより給付を行う事務 ③予防接種を受けた者等から実費を徴収する事務 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	
令和3年4月1日	I-1③	健康管理システム(予防接種)	健康管理システム(予防接種)、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年4月1日	I-3	・番号法第9条第1項および別表第一第10の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	・番号法第9条第1項および別表第一第10の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年6月29日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和4年8月18日	I-1②		(追記) ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年8月18日	I-3	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年8月18日	I-4②	番号法第19条第7号、別表第二26の項、56の2項、69の2項、87項	番号法第19条第7号、第8号、別表第二16の2項、16の3項、17項、18項、19項、26の項、56の2項、69の2項、87項	事後	
令和6年4月1日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畠565番地 0740-25-8000	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畠565番地 0740-25-8538	事後	